

【建設委員会】

(1) 審議概観

法律案の審査については、内閣提出法律案 8 件が本委員会に付託され、すべて成立した。また、本委員会提出に係る法律案 1 件が本会議で全会一致で可決された後、衆議院に送付され、可決、成立した。

さらに、一般調査、委嘱審査、請願審査及び委員派遣を行った。

なお、6月29日、本委員会に付託された請願 9 種類163件について審査した結果、建設省の定員の大幅増員に関する請願 1 種類52件は内閣に送付すべきものとして採択、その他の 8 種類111件は保留とすることに決定した。

〔法律案の審査〕

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、民間都市開発事業を推進して良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図るため、当該事業の用に供する土地の先行取得等を民間都市開発推進機構が行うことができることとするとともに、これに要する費用の一部について都市開発資金の貸し付けを行おうとするものである。

委員会での質疑、討論の後、多数をもって可決された。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興を引き続き推進するため、両法の有効期限を5カ年間延長し、新たな振興開発計画の策定（奄美群島）、現行計画の改定（小笠原諸島）を行うとともに、これら地域の振興開発のため必要な措置等を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4項目の附帯決議が付された。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るため、病院、劇場等の出入口、廊下等をこれらの人々が円滑に利用できるように措置するための建築主の努力義務、当該措置に関し建築主の判断の基準と

なるべき事項、都道府県知事等の指導・支援措置等について定めるとともに、建築基準法の容積率の特例を設けようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、3項目の附帯決議が付された。

建築基準法の一部を改正する法律案は、市街地において土地を合理的に利用する必要性の増大等にかんがみ、住宅の地階に係る容積制限の合理化を図るとともに、防火壁の設置に関する手続きの簡素化等を行おうとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、2項目の附帯決議が付された。

農住組合法の一部を改正する法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するため、農住組合の地区要件の緩和、設立に必要な発起人数の引き下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、都市緑地の適正な保全及び緑化を一層推進するため、市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定することとともに、緑地保全地区の対象緑地の追加、緑地保全地区内の土地の買い入れ主体の拡大、緑化協定制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4項目の附帯決議が付された。

建設業法の一部を改正する法律案は、住宅・社会資本整備の担い手である建設業者に対する要請に的確にこたえるために、建設業の許可要件及び建設業者に対する監督の強化、経営事項審査制度の改善等を図るとともに、あわせて建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を進めようとするものである。

委員会での質疑の後、全会一致をもって可決され、4項目の附帯決議が付された。

不動産特定共同事業法案は、事業参加者の出資等を得て土地の有効利用や都市開発事業を推進し、かつ社会的にも意義の大きい事業手法である不動産特定共同事業の健全な発展に資するため、許可制度の導入による不適格者の参入の

排除、業務に関する規制としての不当勧誘等の禁止、業者に対する監督等の措置を講じようとするものである。

委員会での質疑、討論の後、多数をもって可決された。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案は、水源地域の活性化等に資するため、水源地域整備事業にダム貯水池の水質汚濁を防止するための事業を加えるとともに、一定の事業に係る家屋等について固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対して地方交付税の減収補填を行う等の措置を講じようとするものである。本法律起草案は、本委員会において全会一致で委員会提出法律案として決定され、本会議において全会一致をもって可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月2日、森本建設大臣から建設行政の基本施策に関する所信を、左藤国土庁長官から国土行政に関する所信を、佐藤北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策に関する所信をそれぞれ聴取し、翌6月3日、質疑を行った。

委員会では、第4次全国総合開発計画の総点検、一般競争入札の導入、高速道路料金及び公団家賃の改定凍結措置、中山間地域の振興整備、公団民営化、建設行政と自然保護等について質疑が行われた。

委員派遣の報告が3月29日に行われた。派遣は、関西国際空港開港に伴う建設諸事業等の実情調査を目的に3月14日から16日までの3日間、大阪府及び和歌山県において、関西国際空港、空港アクセス道路、りんくうタウン、和歌山マリーナシティ、近畿自動車道紀勢線、紀ノ川大堰等を視察した。

また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度の一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について審査を行った。高速道路料金及び公団家賃の改定凍結措置、高速道路料金のプール制、公共事業費の内外価格差、建設省所管環境関連予算の推移、ダンプトラックの過積載と骨材単価、長良川河口堰の操作と底層部の水質、国土利用計画法違反を理由とする強制捜査事件、新全国総合開発計画の策定、北海道開発庁等3庁の統合構想等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年2月23日(水)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について五十嵐建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年3月4日(金)(第2回)

委員派遣を行うことを決定した。

○平成6年3月29日(火)(第3回)

派遣委員から報告を聴いた。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について上原国土庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月2日(木)(第4回)

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について森本建設大臣、左藤国土庁長官及び佐藤北海道開発庁長官から所信を聴いた。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(閣法第33号)

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

以上両案について森本建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月3日（金）（第5回）

四全総総合点検に関する件、入札制度に関する件、高速道路料金及び住宅・都市整備公団家賃改定に関する件、中山間地域振興に関する件、河川事業に関する件等について左藤国土庁長官、森本建設大臣、政府委員、農林水産省、林野庁、通商産業省及び自治省当局に対し質疑を行った。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案（閣法第33号）

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

以上両案について森本建設大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第33号・閣法第72号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成6年6月14日（火）（第6回）

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について左藤国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上3案について森本建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第7回）

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案の草案について提案者陣内孝雄君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上両案について森本建設大臣、左藤国土庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第23号・閣法第42号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派 なし

なお、都市緑地保全法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

建設業法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)

不動産特定共同事業法案(閣法第59号)(衆議院送付)

以上両案について森本建設大臣、政府委員、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、

建設業法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第60号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、護憲

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

不動産特定共同事業法案(閣法第59号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第59号)

賛成会派 自、社、新緑、公、護憲

反対会派 共

○平成6年6月22日(水)(第8回)

委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(北海道開発庁、国土庁)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)について森本建設大臣、左藤国土庁長官及び佐藤北海

道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官、政府委員、自治省、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第9回）

請願第2289号外51件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第58号外110件を審査した。

建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（8件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
1	民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 2. 15	6. 2. 15 (予)	6. 2. 23 可決	6. 2. 23 可決	6. 2. 15	6. 2. 22 可決	6. 2. 22 可決	
※15	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	〃	3. 11	3. 25	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
23	農住組合法の一部を改正する法律案	〃	3. 18	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 20 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
33	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案	参	3. 18	5. 25	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	
42	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	衆	3. 25	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 20 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 7 可決	
59	不動産特定共同事業法案	〃	4. 15	6. 6 (予)	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 26	6. 6 可決	6. 7 可決	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
60	建設業法の一部を改正する法律案	衆	6. 4. 15	6. 6. 6 (予)	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 20	6. 6. 6 可決	6. 6. 7 可決	
72	建築基準法の一部を改正する法律案	参	5. 13	5. 25	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 20 (予)	6. 20 可決	6. 21 可決	

• 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
3	水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 (6. 6. 20)	6. 6. 20	6. 6. 20			6. 6. 20 可決	6. 6. 20 (予)	6. 6. 20 可決	6. 6. 21 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、総合経済対策の一環として停滞する民間都市開発事業の推進を図るため、臨時かつ緊急の措置として民間都市開発推進機構による都市開発事業用地の先行取得と都市開発事業実施に向けての条件整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正

(1) 民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）の業務として、当分の間、次に掲げる業務を追加するものとする（①の業務のうち事業見込地の取得を行うことができるのは、平成11年3月31日まで）。

① 三大都市圏等一定の地域の市街化区域等において、民間都市開発事業の用に供される見込みがある一定の要件に該当する土地（以下「事業見込地」という。）の取得、管理及び譲渡

② 機構が取得した事業見込地における民間都市開発事業の施行推進のための企画、立案及び調整

③ 機構が取得した事業見込地において施行される民間都市開発事業への参加

(2) 機構は、取得した事業見込地における民間都市開発事業の促進を図るため、地区整備計画策定の要請等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、当該事業見込地の有効利用の促進を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、指導及び助言を行うものとする。

(3) 機構が取得した事業見込地は、民間都市開発事業の施行に支障のない範囲内で、買い取りを希望する国、地方公共団体及び公団等一定の公共的団体に譲渡することができるものとする。

(4) (1)の業務に要する資金の借り入れ等について、政府は債務保証を行うことができるものとする。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

(1) 国は、当分の間、機構に対し、1の(1)の業務運営に要する費用をその運用によって得るための資金を無利子で貸し付けることができるものとする。

(2) 機構は、1の(1)の業務を廃止した時は、(1)による貸付金を国に償還しなければならないものとする。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、新たな奄美群島振興開発計画の策定、小笠原諸島振興開発計画の改定その他これらの地域の振興開発のため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(1) 奄美群島振興開発計画の内容について振興開発の基本方針を追加するなど所要の規定の整備を行うとともに、計画期間を平成6年度を初年度として5カ年とする。

(2) 次の事項について特別の配慮をすること等の規定を創設する。

- ① 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債
- ② 無医地区に関し、市町村が振興開発計画に基づいて行う診療所の設置等の事業
- ③ 住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために行う交通の確保及びその充実
- ④ 住民の生活の利便性の向上等を図るために行う情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
- ⑤ 高齢者の福祉の増進を図るための便宜供与、施設の整備等

⑥ 学校教育・社会教育の充実及び地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実

⑦ 伝承されてきた文化的所産の保存及び活用についての適切な措置並びに地域の文化振興

(3) 法律の有効期限を平成11年3月31日までとする。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

(1) 小笠原諸島振興開発計画の計画期間を現行法の5カ年から10カ年に延長する。

(2) 次の事項について特別の配慮をすることの規定を創設する。

① 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債

② 住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために行う交通の確保及びその充実

③ 住民の生活の利便性の向上等を図るために行う情報の流通の円滑化及び通信体系の充実

(3) 法律の有効期限を平成11年3月31日までとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興開発計画の改定に当たり、地元市町村の意向を十分に尊重するとともに、振興開発事業については、沖縄との均衡をも考慮しつつ、補助率、補助採択基準等について十分な配慮をすること。

また、改正法の趣旨を踏まえ、ソフト施策の充実に努めること。

2 奄美群島の特性を生かした産業の振興を図るため、大島紬等地場産業の育成に努めるとともに、奄美群島振興開発基金の充実強化に努めること。

また、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備を強力に推進すること。

3 小笠原諸島における産業の振興を図るため、交通施設、農漁業施設、観光施設等の整備に特段の配慮をすること。

なお、空港整備構想の推進を図るため諸課題の解決に努めるとともに、自然環境の保全にも十分留意すること。

4 硫黄島旧島民定住促進事業については、旧島民の心情に十分配慮するとともに、「集団移転事業に類する措置」について推進すること。

右、決議する。

農住組合法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農住組合の地区の要件の緩和

- (1) 農住組合の地区に生産緑地地区の区域を含むことができるようにする。
- (2) 農住組合の地区に土地区画整理事業が行われた土地の区域内の市街化区域内農地等を含むことができるようにする。
- (3) 農住組合の地区の面積に占める市街化区域内農地等の面積の割合に係る要件を緩和する。

2 農住組合の設立に必要な発起人の数の改正

農住組合を設立するために必要な発起人の数を「4人以上」から「3人以上」に引き下げる。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定建築主の努力等

- (1) 百貨店、劇場その他不特定多数の者が利用する一定の建築物（特定建

築物)を建築しようとする者(特定建築主)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の施設(特定施設)を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- (2) 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 指導、助言及び指示等

- (1) 都道府県知事は、特定建築主に対し、判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工について必要な指導及び助言をすることができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、特定建築物のうち一定の規模以上のものの特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指示をすることができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の特定建築物の特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、またはその職員に特定建築物もしくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物その他の物件を検査させることができるものとする。

3 計画の認定等

- (1) 特定建築主は、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請に係る計画が判断の基準となるべき事項に適合している等と認めるときは、認定をすることができるものとする。
- (3) 計画の認定に際しては、計画の認定手続と建築確認手続を併せて行えるよう、建築基準法の手続を簡素化するための特例措置を設けるものとするとともに、国及び地方公共団体は、計画の認定を受けた計画に係る特定建築物(認定建築物)の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に

利用できるようにするために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 改善命令等

都道府県知事は、計画の認定を受けた者（認定事業者）が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築または維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、改善命令を発することができるものとし、認定事業者がこれに従わないときは計画の認定を取り消すことができるものとする。

5 既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例

既存の特定建築物に車いす使用者のための昇降機を設置する場合において、当該昇降機が一定の基準に適合し、特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときについて、建築基準法の特例を設けるものとする。

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）の特例

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため特定施設の床面積を通常の床面積よりも著しく大きくした建築物で一定の基準に適合するものについて、建築基準法の特例を設けるものとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 加齢や障害に伴い日常生活や社会生活に身体上の制限を受けている人々が、特段の不自由を感じることなく円滑に利用することのできる建築物は、すべての人々にとって望ましいものであるという観点に立って、関係者の理解を深めるための措置の充実に努めること。
- 2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、将来、この法律において建築主の判断事項としている基準が一般的な基準として普及するよう、必要な施策の充実に努めること。
- 3 特定建築物に対する施策の充実に加えて、生活の基盤となるまち全体が高齢者、障害者や子供にやさしい構造となるよう、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、電線類の地中化等の道路整備、安全で利用しやすい遊び場や

公園の整備、公共交通機関の施設・設備の改善等の施策を総合的に推進するとともに、それらの施策の推進のために有効な制度についても検討を進めること。

右決議する。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、近年の都市における自然的環境の整備の必要性の高まり等にかんがみ、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村の基本計画の策定

市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定について定める。

2 緑地保全地区の対象緑地の追加

緑地保全地区の指定の対象となる緑地として動植物の生息地等を追加する。

3 緑地保全地区内の土地の買い入れ主体の拡大

都道府県のほか、市町村も緑地保全地区内の土地の買い入れを行うことができることとする。

4 緑化協定制度の拡充

緑化協定制度の対象となる土地の範囲の拡大、緑化協定の締結要件の緩和、一人緑化協定の発効要件の緩和等の措置を講ずる。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 国及び都道府県は、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定に当たっては、当該市町村の自主性を最大限尊重すること。

2 国及び都道府県は、市町村の土地買入りに当たっては、円滑に買入れができるよう十分配慮すること。

3 新設される「動植物の生息地又は生育地として適正に保全される必要がある地区」の緑地保全地区指定に当たっては、動植物の生態系維持に配慮した

範囲を確保すること。

- 4 国及び地方公共団体は、緑化協定区域の環境保全のための措置について十分配慮すること。

右決議する。

不動産特定共同事業法案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、一般投資家から不動産の出資等を受けてその不動産の賃貸等の取引をし、当該取引から生ずる収益の配分等を行うことにより、土地の有効利用や都市開発事業の推進に資する不動産特定共同事業の健全な発展及び投資家の利益の保護について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 不適格業者を排除するため、当該事業を営む者は、建設大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。
- 2 業務の適正な運営の確保に資するため、不当勧誘等の禁止、許可または認可に係る約款に基づいた契約の締結、契約の成立前及び成立時における所要の書面の交付、投資家に対する財産の管理状況についての報告書の交付等について所要の規定を設ける。
- 3 業者に対する監督のため、指示、業務停止命令等についての所要の規定を設けるとともに、本法律または本法律に基づく命令に違反する行為に関し、罰則規定を設ける。
- 4 事業者は、事業参加者の保護、事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業協会という名称の公益法人を設立することができ、当該協会は、会員に対する指導等及び事業参加者等からの苦情処理等の業務を行うものとする。

建設業法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

法律案は、不良不適格業者の排除の徹底、公共工事の適正な施工を確保すること等により、建設業に対する要請に的確に応えようとするとともに、あわせて、建設業の許可に係る事務を見直し、その簡素合理化を図ろうとするもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

1 建設業の許可要件の強化

- (1) 許可の取り消しを受けた建設業者等の欠格期間2年（特定建設業にあっては3年）を5年に延長する。
- (2) 欠格事由となる刑罰を1年以上の懲役または禁錮の刑から禁錮以上の刑とする。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合を欠格事由とする。

2 経営事項審査制度の改善

- (1) 公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その許可を受けた建設大臣または都道府県知事の経営事項審査を受けなければならない。
- (2) 建設大臣または都道府県知事は、公共性のある施設または工作物に関する建設工事の発注者が請求をしたときは、当該発注者に対して、経営事項審査の結果を通知しなければならない。

3 建設工事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化

- (1) 特定建設業者は、発注者から直接一定の建設工事を請け負った場合においては、建設工事の適正な施工を確保するため、下請負人の称号または名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
また、当該建設工事における各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、国、地方公共団体等が発注者であるものについては、工事現場ごとに専任で設置する監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。
- (3) 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の

技術上の管理及び当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならないものとし、当該工事の施工に従事する者は、主任技術者または監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

- (4) 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。
- (5) 建設業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

4 監督の強化

- (1) 都道府県知事は、建設大臣または他の都道府県知事の許可を受けた建設業者の当該都道府県の区域内における業務に関し指示処分または営業停止処分を行うことができる。
- (2) 建設大臣または都道府県知事は、建設業者の営業の停止または許可の取り消しを行ったときは、その旨を公告しなければならない。監督処分結果について建設業者監督処分簿を備え、公衆の閲覧に供する。

5 建設業許可の簡素合理化等

- (1) 許可の有効期間を3年から5年とし、許可に条件を付することができる。
- (2) 許可の更新の際の添付書類の一部を省略できる。
- (3) 変更等の届出の一部の期限を延長する。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 今回の法律改正が、不良不適格業者の排除の促進と建設工事の適正な施工の確保に資するよう的確な運用に努めるとともに、中小零細業者の排除をもたらさないよう十分配慮すること。
- 2 経営事項審査の義務付けによって中小零細業者に過剰な負担がかからない

よう、対象となる建設工事を政令で定めるに当たって十分配慮すること。

3 技術者がよりの確な施工管理技術を取得できるよう、監理技術者としての資格取得の促進に十分配慮すること。

4 許可有効期間の延伸を行うについて、一般国民消費者の業者選択などに支障が生じないように、閲覧制度を充実するため、変更届の履行につき適正な指導を行うこと。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、近年の既成市街地等における土地の有効利用に対する要請の高まりや住宅建築に関する技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地階の容積に関する規制の合理化を行うとともに、防火壁の規定が適用されない建築物について、建築基準法に基づく手続の簡素化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅の地階に係る容積率制限の合理化

建築物の地階で住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を限度として延べ面積に算入しないものとする。

2 防火壁に関する制限の合理化

防火壁の設置を要しない畜舎等について、特定行政庁の認定を廃止して建設大臣が定める基準に適合することをもって足りるものとする。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 住宅の地下室に係る容積率の制限の合理化については、良好な市街地環境を確保しつつ、ゆとりある住宅の供給を図るための措置であることにかんがみ、敷地の分割が行われる場合等に敷地の狭小化が進行して市街地環境が悪化することのないよう、既成市街地における狭小な宅地の共同化を推進するための施策の充実に努めるとともに、必要に応じて建築物の敷地面積の最低

限度を定めるなど都市計画についても十分配慮すること。

- 2 住宅の地下室の建築が促進されることに伴い隣接地の建築物に安全上の問題が生じるなど相隣関係上の問題が増加することのないよう、適正な施工の確保について建築行政上十分配慮すること。

右決議する。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、近年の水源地域を取り巻く社会・経済情勢の変化にかんがみ、整備事業の内容の充実を図るとともに、水源地域の活性化に資するため、固定資産税の不均一課税に伴う措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 指定ダムに係る整備事業として、ダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業を加える。
- 2 一定の事業に係る家屋等について固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対して地方交付税の減収補てんを行う。